

⚠ ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約にともなう大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項例

- お申し込みの撤回等（クーリング・オフ）について
- 健康状態等の告知義務について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 解約と解約返戻金について
- 契約内容の変更等について
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

この保険商品のご契約の検討にあたっては、必ず販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。

⚠ この保険で適用される諸利率についてはPGF生命ホームページをご覧ください。



PGF生命ホームページ <http://www.pgf-life.co.jp>

諸利率はご契約の時期、内容等によって異なり、金利情勢等により見直しを行い変更されます。

生命保険募集人について

みずほ銀行の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、みずほ銀行の担当者（生命保険募集人）に関しまして確認をご希望の場合には、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

募集代理店（みずほ銀行）からの ご説明事項

- 「想いの終身」の引受保険会社はPGF生命です。みずほ銀行はPGF生命の募集代理店です。ご契約の主体は、お客さまとPGF生命になります。
- 「想いの終身」はPGF生命を引受保険会社とする**生命保険商品**であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、みずほ銀行における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」に記載しておりますさまざまなお取り扱いについては、実際にお取り扱いを行う時点における、PGF生命所定の範囲内での取り扱いとなり将来変更される可能性があります。

各種お手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。



PGF生命コールセンター

通話料 無 料 **0120-56-2269** コール ジ ブ ロック
＜受付時間＞平日8:30～20:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）
※携帯電話、PHSからもご利用になれます。



経験豊かなオペレーターが親切・丁寧にご案内します。

■主なご利用内容

- 引越されたとき
- 結婚されたとき
- 保険証券を紛失されたとき
- 保険金等をご請求されるとき*
- 解約されるとき
- 各種お問い合わせ、ご相談等

*保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命までご連絡ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

募集代理店

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：月曜日～金曜日／9:00～17:00
（12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く）

本商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
したがって、**ご契約後のご照会は引受保険会社までお願いします。**

引受保険会社

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10



Prudential

PGF生命の終身保険

終身保険
（無配当）

2017年4月版

想いの終身

終身保険

基本タイプ

介護タイプ



重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。

「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。**ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。**

■パンフレット：1～12ページ

■契約概要：13～28ページ

■注意喚起情報：29～37ページ

この商品は生命保険です。預金ではありません。

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

募集代理店

MIZUHO

みずほ銀行

引受保険会社

PGF生命

終身保険だからこそ、あなたの大切な資産を確かな安心としてのこすことができます

特徴
1

基本タイプ

介護タイプ

2つのタイプから
ご希望に合わせた備えができます

基本タイプ

シンプルなくみで
万ーにしっかりと
備えられます。



大切な人たちのために、
死亡保障や相続対策を
今からしっかり準備したい…



死亡保障



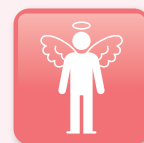
高度障害保障

介護タイプ

万ーの保障に加え、
介護のリスクにも
備えることができます。



万ーの備えもしたい、
さらに介護に対しても
備えたい…



死亡保障



高度障害保障



介護保障

特徴
2

払込保険料に対して大きな保障を
用意することができます

契約すると同時に払込保険料を上回る保障を準備することができます。
また、解約返戻金は経過期間に応じて大きくなります。

⚠ ※契約内容や保険金を受け取る時期によっては、死亡保険金額が払込保険料累計額を下回る場合があります。

特徴
3

ご家族への想いを確かなかたちで
のこすことができます

保険金受取人を指定することができるので、契約者の意思で誰にのこしたいかを事前に決めておくことができます。また、保険金はすみやかに受取人に支払われますので、のこされたご家族の急な出費等にも対応することができます。

⚠ ※必要書類に不備があった場合や保険金を支払うための調査・確認等が必要な場合、お支払いが遅れることがあります。

本商品は、
PGF生命を引受保険会社とした生命保険です。



Prudential

PGF生命は世界最大級の金融サービス機関
「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

PGF生命について

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャンネル専門会社として、2010年8月より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。

*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。



▲本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

■日本におけるプルデンシャル・グループの 生命保険事業について

プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン
(保険持株会社)

プルデンシャル生命

ジブラルタ生命

100%出資

PGF生命

「PGF生命」は
「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

基本タイプ 「万ー」に備えながら、しっかり「資産」を築く

特徴

1 死亡保障を生涯にわたって確保することができます

- 被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金をお支払いします。
- 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態*に該当された場合、高度障害保険金をお支払いします。

*所定の高度障害状態の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

⚠ 死亡保険金および高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

特徴

2 解約返戻金 資産形成が

- 解約返戻金は「保険金等の支」ことで、保険金受け取るこ



- ・解約しなくな
- ・将来お設定時計算さ

の増加により できます

経過期間に応じて大きくなります。払方法の選択に関する特約」を付加するや解約返戻金の全部または一部を、年金でができます。

た場合、保険契約は消滅し以後の保障はります。受け取りになる年金額は、年金基金の基礎率等（予定利率等）に基づいて、算出されます。

特徴

3 もしものときでも対応できる さまざまな機能があります

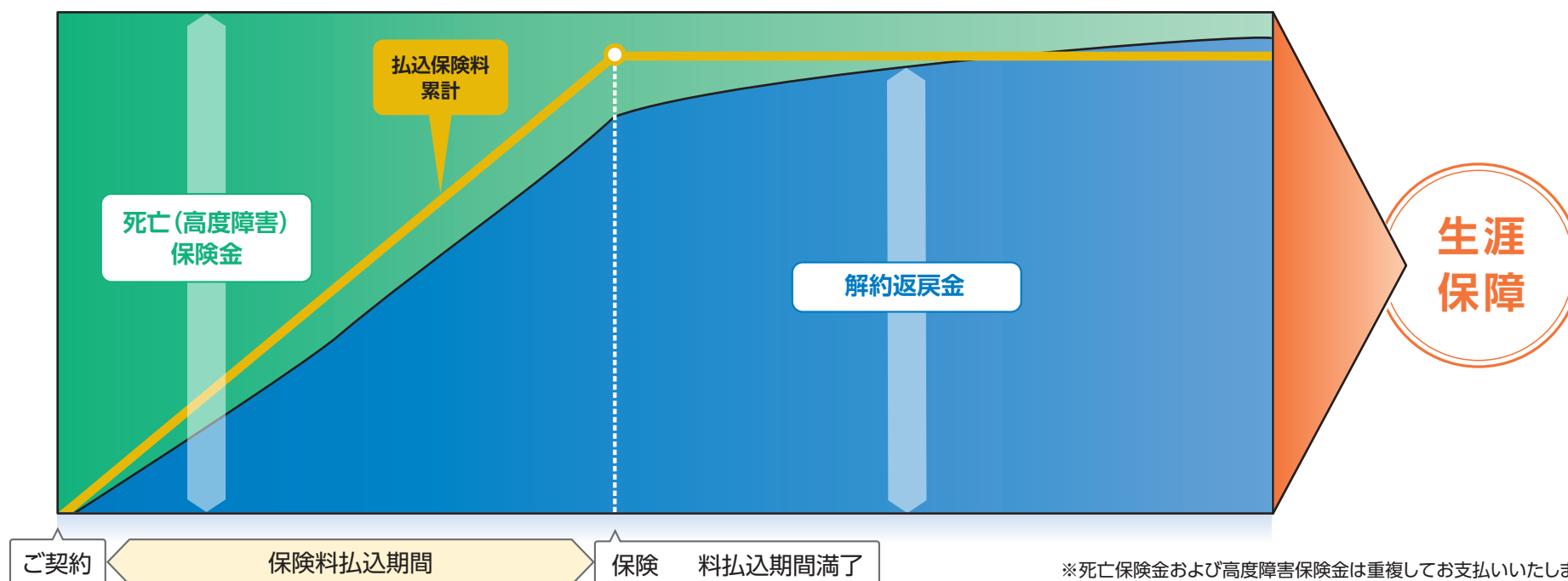
- もしも、保険料を払えなくなったとき、資金が必要になったとき等、ご契約時に予期していなかったことが起きた時でも、解約することなく保障を有効に継続できるしくみがあります。



ご契約内容によってはお取り扱いできない場合があります。

➡くわしくは9～10ページの「契約後のお取り扱いについて」をご覧ください。

イメージ図



【基本タイプとは】

シンプルなくみで、死亡・高度障害保障を終身にわたり確保できるタイプです。
(介護保険金特則を付加しないタイプ)

※死亡保険金および高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。
※この図は保険のしくみを簡略化したイメージです。保険料、死亡保険金、解約返戻金等はご契約の内容によって異なります。

【高額割引制度について】

ご契約の保険金額が500万円以上の場合は、保険料の高額割引制度が適用され、保険料のご負担が軽くなります。

【保険料の払込免除について】

被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故*を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害状態*になられたとき、以後の保険料のお払込みは免除されます。

*所定の不慮の事故・身体障害状態の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

【主な特約について】

- 保険料払込免除特約I型*
- 疾病障害による保険料払込免除特約*
- 災害死亡給付特約*
- 指定代理請求特約
- リビング・ニーズ特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約
- 介護前払特約

*保険料がかかります。

➡くわしくは16～25ページの「主な特約とその内容について」をご覧ください。

基本タイプ 【保険料・ご加入条件について】

保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料払込期間	10年・15年・20年・25年・30年・55歳まで・60歳まで・65歳まで・70歳まで・75歳まで・80歳まで・85歳まで・終身払
契約年齢範囲*1	0歳～65歳（被保険者の満年齢）
最低保険料	月払：3,000円 半年払：18,000円 年払：36,000円
最高保険金額*2	死亡保険金額 7億円
最低死亡保険金額	200万円（取扱単位：10万円）

*1 契約年齢範囲は、保険料払込期間によって異なります。くわしくは27ページの「ご加入条件について」をご覧ください。

*2 最高保険金額については、被保険者の年齢や職業、またPGF生命以外の他社も含めた保険契約等へのご加入状況等により、ご加入いただける上限額が異なります。

※上記以外にもご加入に際しては制限がございます。

介護タイプ

要介護2の介護から備えられる終身 保険

特徴

- 1 ▶ 生涯にわたる死亡保障に加え、介護のリスクにも備えることができます**
- 被保険者が所定の介護保険金のお支払事由に該当した場合、介護保険金を受け取ることができます。
 - 介護保険金をお支払いした後、保険料のお払込みは免除されます。

⚠ 介護保険金は、死亡（高度障害）保険金額に、ご指定いただいた所定の介護保険金割合を乗じた額になります。ご契約後の変更はできません。

特徴

- 2 ▶ 介護保険金を受け取ることも年金でとができます**
- 介護保険金年あるいは一部
 - 介護年金は一
- 金支払特約によって介護保険金の全部を年金で受け取ることができます。生涯にわたって受け取ることができます。

⚠ 被保険者年金支払できません
の年齢が40歳未満の場合、介護保険金特約による介護年金のお取扱いはん。

特徴

- 3 ▶ 介護を必要としなかった場合、ご契約当初の保障が継続します**
- ご契約中、介護保険金のお支払事由に該当しない場合、ご契約当初の保障が終身にわたって継続します。
 - 解約返戻金は経過期間に応じて大きくなります。*

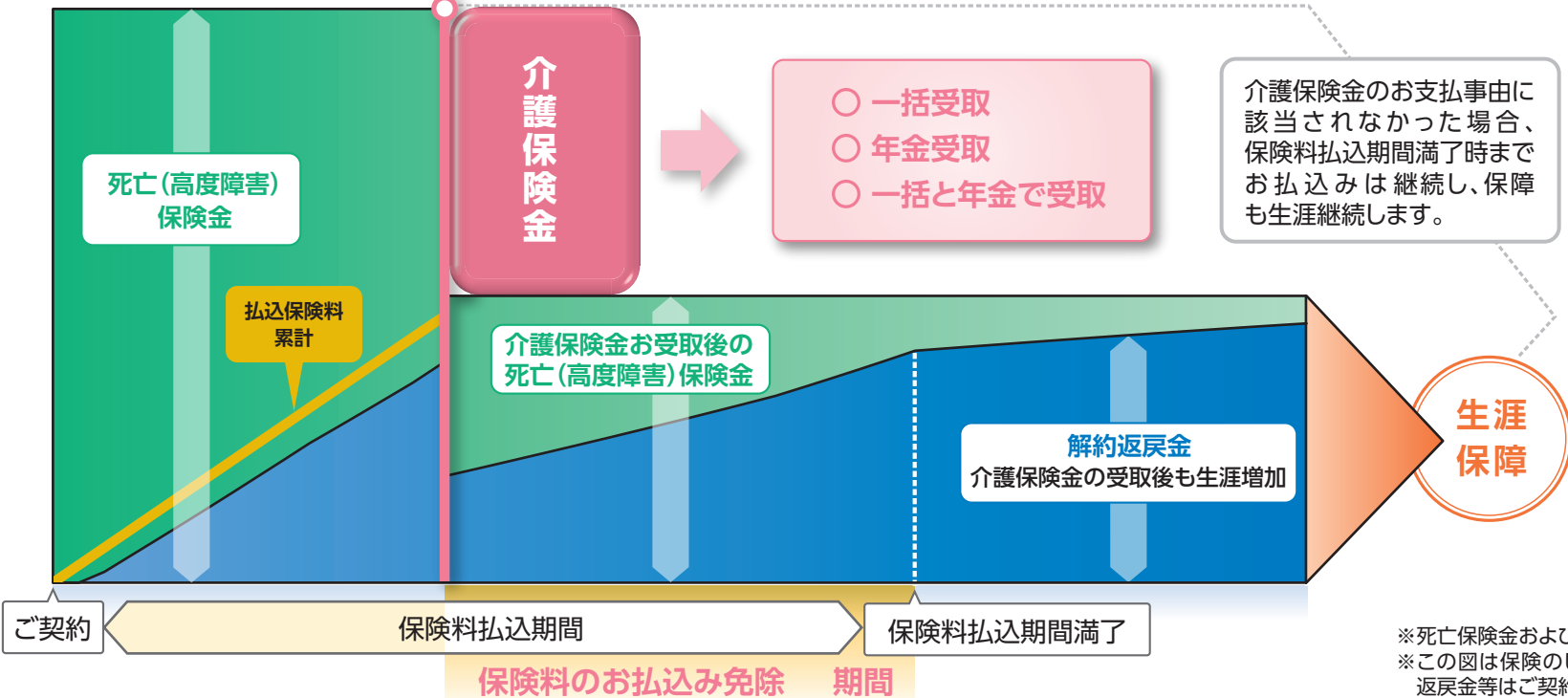
⚠ 解約した場合、保険契約は消滅し以後の保障はなくなります。

*介護保険金をお支払いした場合、解約返戻金は減少します。

➡くわしくは9～10ページの「契約後のお取り扱いについて」をご覧ください。

イメージ図

介護保険金割合:50%



【介護タイプとは】
死亡・高度障害保障に加え、介護保障も終身にわたり確保できるタイプです。
(介護保険金特則を付加したタイプ)
被保険者が介護保険金のお支払事由に該当したとき、**介護保険金**を受け取ることができ、さらに以後の**保険料のお払込みは免除**されます。
※基本タイプとは保険料が異なります。

【介護保険金について】
介護保険金は、死亡（高度障害）保険金額に、ご指定いただいた所定の介護保険金割合を乗じた額になります。
●介護保険金割合
10%・30%・50%・100%より選択
※介護保険金割合はご契約後に変更できません。

介護保険金をお支払いした場合、死亡（高度障害）保険金額は支払われた介護保険金額と同額分が減少し、（介護保険金割合100%の場合、介護保険金の以後の介護保険金特則による介護保障はなくなります。また、解約返戻金額は一時的に減少します。お支払い後、ご契約は消滅します）

【高額割引制度について】
ご契約の保険金額が500万円以上の場合は、保険料の高額割引制度が適用され、保険料のご負担が軽くなります。

【保険料の払込免除について】
被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故*を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害状態*になられたとき、または介護保険金を受け取られたとき、以後の保険料のお払込みは免除されます。
*所定の不慮の事故・身体障害状態の詳細について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

【主な特約について】
●指定代理請求特約 ●リビング・ニーズ特約 ●保険金等の支払方法の選択に関する特約
●介護前払特約 ●介護保険年金支払特約
➡くわしくは16～25ページの「主な特約とその内容について」をご覧ください。

介護タイプ [保険料・ご加入条件について]

保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料払込期間	10年・15年・20年・25年・30年・55歳まで・60歳まで・65歳まで・70歳まで 75歳まで・80歳まで・85歳まで・終身払
契約年齢範囲*1	6歳～65歳（被保険者の満年齢）
最低保険料	月払：3,000円 半年払：18,000円 年払：36,000円
最高保険金額*2	介護保険金額 5,000万円*3
最低死亡保険金額*4	200万円（取扱単位：10万円）

*1 契約年齢範囲は、保険料払込期間によって異なります。くわしくは27ページの「ご加入条件について」をご覧ください。
*2 最高保険金額については、被保険者の年齢や職業、またPGF生命以外の他社も含めた保険契約等へのご加入状況等により、ご加入いただける上限額が異なります。
*3 介護保険金割合によって、お引き受けできる最高保険金額は異なります。
*4 介護保険金をお支払い後の死亡保険金額が最低死亡保険金額を下回る場合は除きます。
※上記以外にもご加入に際しては制限がございます。

➔ 介護保険金のお支払事由について

被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、次の①もしくは②に該当したとき、介護保険金を受け取ることができます。

①公的介護保険制度により要介護2以上の状態と認定されたとき

＜ご参考 要介護度別の身体状態の目安(例)＞ ※(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」2016年10月改訂より

要介護	2	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	3	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	4	食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
	5	食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認められた場合、主務官庁の認可を得て、この保険のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じ変更することがあります。

②満65歳未満の被保険者が、下記のPGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき

PGF生命所定の要介護状態とは次の(1)～(4)のいずれかに該当する状態をいいます。

(1)	器質性認知症*と診断確定され、意識障害*のない状態において見当識障害*があり、他人の介護を要する *器質性認知症・意識障害・見当識障害などについて、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。	
(2)	下表にて少なくとも右記のように該当する	
(3)	A B a b のうちいずれか1つ	+ C D E F のうちいずれか2つ
(4)	+ c d e f のうちいずれか3つ	※以下のような同一項目の組み合わせは除きます。

	全部介助の状態	一部介助の状態
歩行 立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	A つぎのいずれかの状態 ● 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ● 必ず車椅子を使用している。 ● 寝たきり状態。	a つぎのいずれかの状態 ● 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ● 誰かに支えられなければ歩行できない。
寝返り 身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	B ● 何かにつかまっても1人で寝返りができない。	b ● ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
入浴 浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	C つぎのいずれかの状態 ● 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ● 洗身をすべて介助者が行っている。	c つぎのいずれかの状態 ● 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ。 ● 体の一部の洗身を介助者が行っている。
排せつ 排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	D つぎのいずれかの状態 ● 常時オムツに依存している。 ● 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	d ● 排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分なため、介助者が援助している。
食事の摂取 眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	E ● 介助がなければ1人ではまったくできない。	e ● 食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐす等の介助を含む)。
衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	F ● 介助がなければ1人ではまったくできない。	f ● 一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

※PGF生命所定の要介護状態など介護保険金のお支払事由について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

➔ 公的介護保険制度について

満40歳以上の方が全員加入して介護保険料を納め、介護が必要になったときに要介護(支援)度に応じて所定の介護サービスを受けることができる制度です(現物給付)。
介護サービスには、在宅サービス(訪問介護・デイサービスなど)・施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設など)・地域密着型サービス(グループホームなど)があります。

＜制度の対象となる方＞

 満65歳以上 (第1号被保険者)	原因を問わず介護や支援を必要とする方
 満40歳以上 満65歳未満 (第2号被保険者)	16種類の特定期間*1を原因として介護や支援を必要とする方 ※事故やけがなど特定期間以外を原因とする場合、サービスを利用することができません。
 満40歳未満 (加入対象外)	公的介護サービスを受けることができません

*1「自宅などで療養中のがん末期」や「初老期における認知症」など。くわしくはお住まいの自治体にご確認ください。

＜費用について＞

公的介護保険制度の介護サービスを受けた場合、かかった費用の9割(または8割*2)が支給され、1割(または2割*2)が自己負担となります。在宅サービスの場合、要介護(支援)度ごとに支給限度基準額が定められており、その額を超えた支出は全額自己負担となります。また、対象外のサービスを独自に利用した場合、全額が自己負担となります。



*2 所得が一定(合計所得金額が単身で160万円(年金収入のみの場合280万円))以上の第1号被保険者は2割負担となります。
※上記は平成29年1月現在の公的介護保険制度について記載したものであり、将来変更される可能性があります。くわしくはお住まいの市町村等にご照会ください。

介護タイプ

ならさまざまな介護のリスクに備えることができます

●施設の入居費用など介護におけるさまざまな初期費用に備えることができます。

●介護が長期化した際の継続的な出費に備えることができます。

目的に合わせたお受取り方法を選択できます

一括でお受取り

年金でお受取り

●公的介護保険の対象外の介護リスクに備えることができます。

たとえば、満40歳未満の方で突然の事故等を原因として生じた介護に…

たとえば、満40歳以上満65歳未満の方で特定疾病以外の病気やけがを原因として生じた介護に…

＜介護にかかる費用(必要と考える資金額)のイメージ＞

初期費用
平均252万円

介護等が必要となる期間

継続して生じる費用
(月々の費用平均16.8万円)

世帯主または配偶者が要介護状態になった場合に必要と考える費用、そして平均寿命と健康寿命の差である「健康ではない期間」を「介護等が必要となる期間」と考えると…

男性

252万円+16.8万円×12ヵ月×9.02年=約2,070万円

女性

252万円+16.8万円×12ヵ月×12.40年=約2,751万円

要介護認定

※(公財)生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」厚生労働省「第2回健康日本21(第二次)推進専門委員会 資料」をもとにPGF生命にて算出

商品パンフレット

8

➔ 契約後のお取り扱いについて ～保険料が払えなくなった場合等でも 解約することなく保障を継続することができます～

保険料を減らしたい場合について

長期的に考えて
保険料の負担を
減らしたい。

減額

保険料払込期間中、死亡保険金額を減額することで保険料のお払込額を少なくすることができます（保険金額の減額部分に応じた解約返戻金が支払われます）。

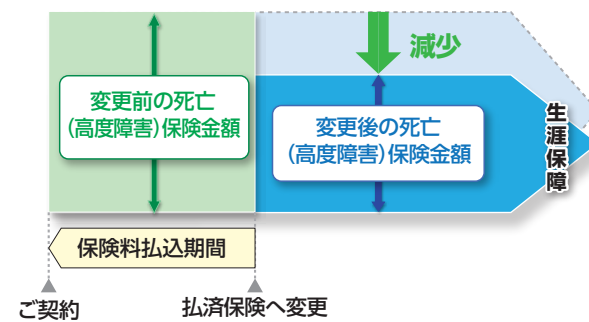
保険料が払えない場合について

保障は
減ってもよいので
保険料の払込みを
中止したい。

払済保険

- 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険期間をそのままにした保険料払込済の終身保険（払済保険）に変更することができます（保険金額は一般的に小さくなります）。
- 払済保険に変更した日からその日を含めて3年以内であれば、PGF生命の承諾を得て原保険契約へ復旧することができます。

【イメージ図（基本タイプ）】



- ⚠ ※払済保険変更後の払済保険金額が10万円を下回る場合、払済保険に変更することはできません。
- ※前納期間中の場合、払済保険へ変更することはできません。
- ※災害死亡給付特約および保険料払込免除特約I型等を付加している契約で払済保険に変更した場合、これらの特約はなくなります。
- ※介護タイプでは、介護保険金を受け取られた場合、払済保険に変更することはできません。

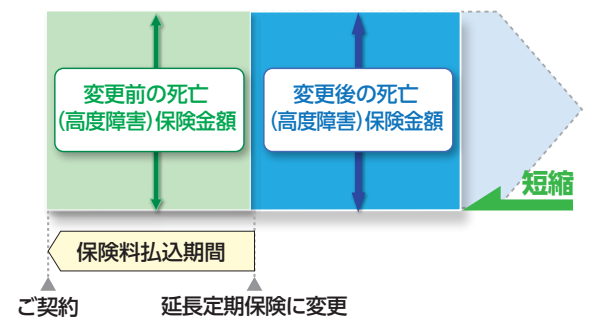
保険期間は変わらず保険金額が小さくなります

保障は
減らしたくないけど
保険料の払込みを
中止したい。

延長定期保険

- 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険金額をそのままにした保険料払込済の定期保険（延長定期保険）に変更することができます。
- 延長定期保険に変更した日からその日を含めて3年以内であれば、PGF生命の承諾を得て原保険契約へ復旧することができます。

【イメージ図（基本タイプ）】



- ⚠ ※延長保険期間が1年未満となる場合、延長定期保険に変更することはできません。
- ※前納期間中の場合、延長定期保険へ変更することはできません。
- ※災害死亡給付特約および保険料払込免除特約I型等を付加している契約で延長定期保険に変更した場合、これらの特約はなくなります。
- ※介護タイプでは、延長定期保険に変更することはできません。

保険金額は変わらず保険期間が短くなります

※終身保障はなくなります。

一時的に保険料のお払込みが困難になったときでも、失効することなく保険を有効に継続させる取り扱いがあります（保険料の自動振替貸付）。

- 保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎたときでも、解約返戻金の範囲内で自動的に保険料をお立て替えし保険を有効に継続させます。
- 保険料払込期間中に保険料の自動振替貸付についての非適用のお申し出をいただく場合、PGF生命コールセンター（0120-56-2269）までお問い合わせください。

- ⚠ ※お立て替えした保険料は、猶予期間満了日に貸し付けたものとし、PGF生命所定の利率で計算された利息（複利）がかかります。そのため、立て替えた保険料の返済がなく、契約者貸付とあわせて元金金が解約返戻金額をこえた場合、失効しますのでご注意ください（保険料の自動振替貸付が適用される際、あわせて払済保険や延長保険の変更についてもご確認ください）。
- ※猶予期間についてくわしくは32ページの「保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について」をご覧ください。
- ※保険料の自動振替貸付が適用されるものとして計算した場合の保険料の自動振替貸付の元金（契約者貸付がある場合はこれを含みます）がその場合の解約返戻金額をこえた場合、保険料の自動振替貸付はできません。
- ※保険金や解約返戻金等をお支払いする際、保険料の自動振替貸付（契約者貸付がある場合、これを含みます）がある場合、お支払いする金額からそれらの元金金を差し引き、残額があればその金額をお支払いします。

お金が必要になった場合について

お金が
必要になったけど
保障は続けたい。

契約者貸付

- 保険期間中、急に資金が必要になった場合等、解約返戻金額の90%を限度として、契約者貸付をご利用いただけます。貸付金は、PGF生命所定の利率で計算された利息（複利）がかかります。

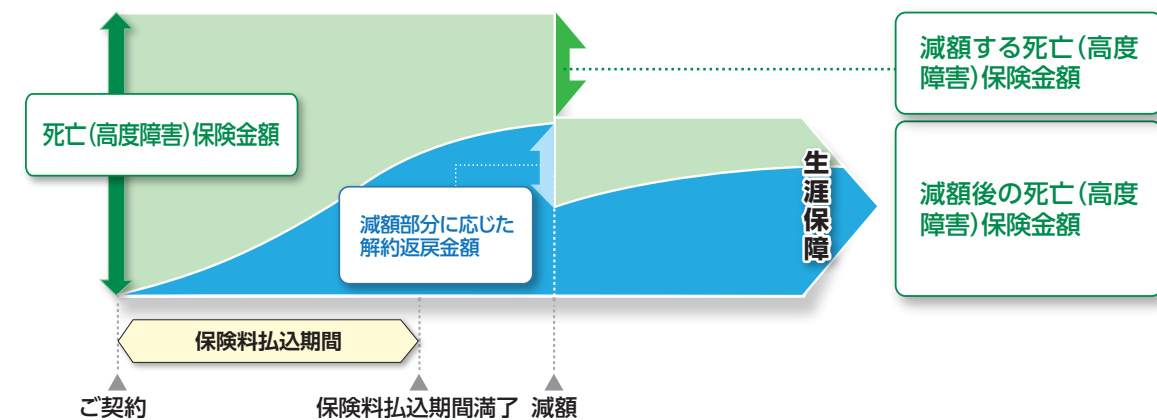
- ⚠ ※契約者貸付の元金（保険料の自動振替貸付がある場合はこれを含みます）が解約返戻金額をこえた場合、ご契約は失効します。

減額

保険期間中、死亡保険金額を減額することで解約返戻金を受け取ることができます（減額前にくらべ保険料は少なくなります）。

- ⚠ ※減額する場合、解約返戻金を受け取れますが保障は減少しますのでご注意ください。

【イメージ図（基本タイプ）】



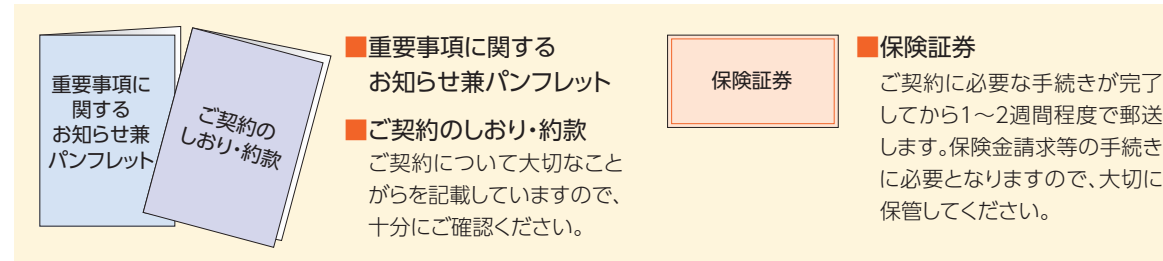
介護タイプで死亡保険金額が変更された場合

介護保険金額は死亡保険金額に介護保険金割合を乗じた額となります。そのため、減額や払済保険に変更するなどして死亡保険金額が変更された場合、同時に介護保険金額も変更されます。

→ よくあるご質問について

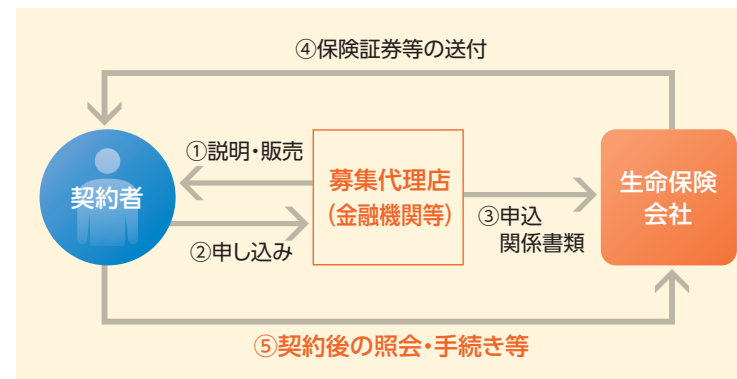
Q1 | この商品は預金の一種ですか？

- A1** いいえ。
この商品は「**生命保険商品**」です。**預金とは違い、元本の保証はありません。**



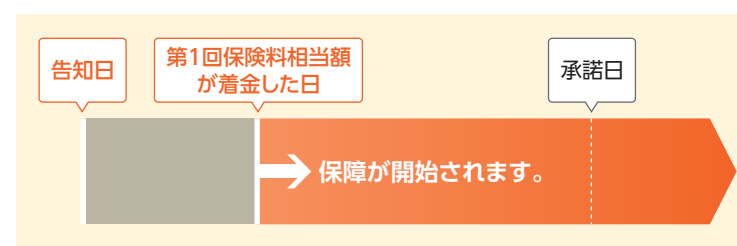
Q2 | 契約後の照会は保険会社にすればいいですか？

- A2** はい。
引受保険会社である**PGF生命**にご照会ください。



Q3 | 保障はいつからはじまりますか？

- A3** 責任開始期です。
責任開始期とは、**告知**ならびに**第1回保険料相当額のお支払い**がともに完了したときです。



▶くわしくは31ページの「保障を開始する時期(責任開始期)について」をご覧ください。

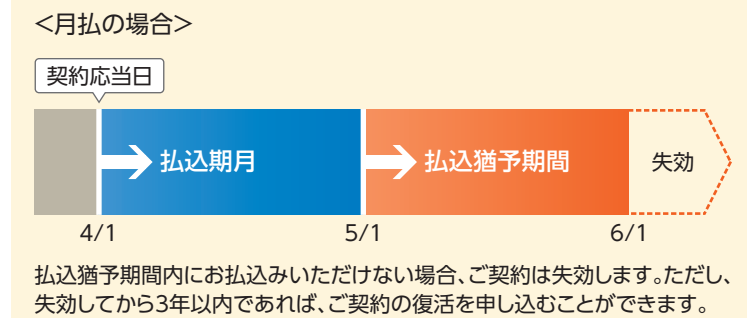
Q4 | クーリング・オフはできますか？

- A4** できます。
クーリング・オフ制度の対象となりますので、申込日または本書面についての同意確認日のいずれか遅い日より**10日以内**であればお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。
- 同意確認日
- 申込日
- ※郵送の場合、消印を基準とします。
- 1日目 2日目 9日目 10日目 11日目～
- クーリング・オフのお取り扱いが可能です。
- クーリング・オフのお取り扱いできません。
- ▶くわしくは29～30ページの「お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について」をご覧ください。

Q5 | 保険料の払込みが遅れると、すぐに契約の効力はなくなりますか？

- A5** いいえ。
保険料の**払込猶予期間**がありますので、その期間内にお払いいただければご契約は継続します。

※払込猶予期間は払込方法によって異なります。



▶くわしくは32ページの「保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について」をご覧ください。

Q6 | 契約後に介護保険金割合を変更することはできますか？

- A6** できません。
介護保険金割合の指定は**ご契約時にのみ可能**です。
なお、死亡保険金額に介護保険金割合を乗じた額が介護保険金額になります。



Q7 | 保険金や解約返戻金は一時金でしか受け取れませんか？

- A7** いいえ。
保険金や解約返戻金を年金で受け取れます。

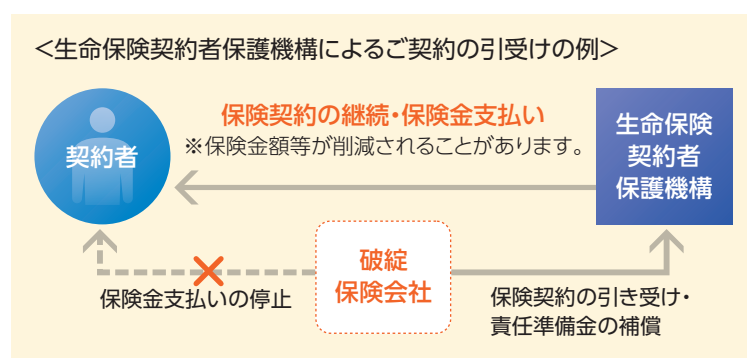
※「保険金等の支払方法の選択に関する特約」および「介護保険金年金支払特約」を付加した場合のお取り扱いとなります。



▶くわしくは21～22ページの「保険金等の支払方法の選択に関する特約」、25ページの「介護保険金年金支払特約」をご覧ください。

Q8 | 引受保険会社が経営破綻した場合、契約はなくなりますか？

- A8** いいえ。
PGF生命は生命保険契約者保護機構の会員です。会員である保険会社が経営破綻に陥った場合、**生命保険契約者保護機構が保険契約の継続を図ります。**



▶くわしくは33ページの「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。

契約概要

⚠️ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、**内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。また、お客さまの申込内容については申込書の控をお渡ししますのでご確認をお願いいたします。
- ✓ 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 | 商品の特征としくみについて

- ➡ 保険商品の名称：終身保険
- ➡ 商品の特征
 - この保険は万一の保障を終身にわたり確保できる生命保険です。

基本タイプ

死亡・高度障害保障を終身にわたり確保できるタイプ
(終身保険)

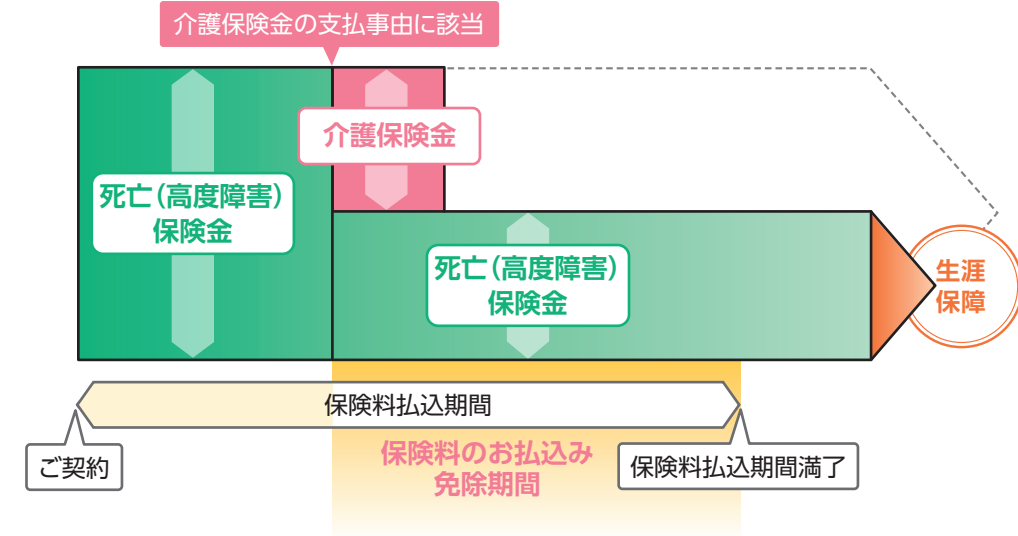
<イメージ図>



介護タイプ

死亡・高度障害保障に加え、介護保障も終身にわたり確保できるタイプ
(介護保険金特則付終身保険)

<イメージ図> 介護保険金割合:50%



2 | 主な保障内容について

基本タイプ

給付名称	支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたときにお支払いします。
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態*になられたときにお支払いします。

※支払事由に該当し保険金が支払われた場合、保障は消滅します。

<保険料の払込免除について>

被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故*を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態*になられたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。

*所定の高度障害状態・不慮の事故・身体障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

介護タイプ

給付名称	支払事由
死 亡 保 険 金	被保険者が死亡されたときにお支払いします。
高 度 障 害 保 険 金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態 ^{*1} になられたときにお支払いします。
介 護 保 険 金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、下記のいずれかに該当したときにお支払いします。 ①公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②次の2つの条件を満たすとき 1) 満65歳未満の被保険者がPGF生命所定の要介護状態 ^{*2} に該当したこと 2) その要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること

※死亡保険金・高度障害保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。
※介護保険金の支払事由に該当し介護保険金が支払われた場合、以後の介護保障は消滅します。死亡保障・高度障害保障は継続します(介護保険金割合100%の場合、介護保険金のお支払い後、ご契約は消滅します)。

<保険料の払込免除について>

- 次のいずれかの場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。
- 被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故^{*1}を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態^{*1}になられたとき
 - 介護保険金の支払事由に該当し介護保険金をお支払いしたとき

<介護保険金特則について>

- 介護保険金特則付終身保険を「介護タイプ」といいます。
- ご契約後に介護保険金特則を付加することはできません。また、ご契約後に介護保険金特則のみを解約することはできません。
- ご契約時に介護保険金割合をご指定いただきます(10%・30%・50%・100%より選択)。介護保険金割合は、ご契約後に変更できません。
- 死亡(高度障害)保険金額に介護保険金割合を乗じた金額が介護保険金額となります。
- 死亡(高度障害)保険金を減額した場合、その減額した死亡保険金と同じ割合で介護保険金も減額されます。
- 介護保険金を支払われた後も死亡(高度障害)保障は生涯にわたって継続します(介護保険金割合100%の場合、介護保険金のお支払い後、ご契約は消滅します)。
- 介護保険金特則を付加したご契約と付加しないご契約で保険料は異なります。また、介護保険金割合によっても保険料は異なります。

^{*1} 所定の高度障害状態・不慮の事故・身体障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
^{*2} PGF生命所定の要介護状態など介護保険金のお支払事由について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

3 | 主な特約とその内容について

⇒ 保険料払込免除特約I型

基本タイプ

この特約の保険期間中に、所定の三大疾病^{*1}(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、下記のPGF生命所定の状態に該当された場合、以後の保険料のお払込みが免除されるとともにPGF生命所定の既払込保険料相当額をお支払いします。

^{*1} 所定の三大疾病について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

以下の免除事由に該当された場合が対象となります。

が ん^{*2}
(悪性新生物)

急性心筋梗塞

脳 卒 中

■この特約の責任開始期からその日を含めて90日目の日を翌日以後、この特約の保険期間中に、初めて所定の「がん(悪性新生物)」^{*3}に罹患したと医師によって診断確定されたとき。

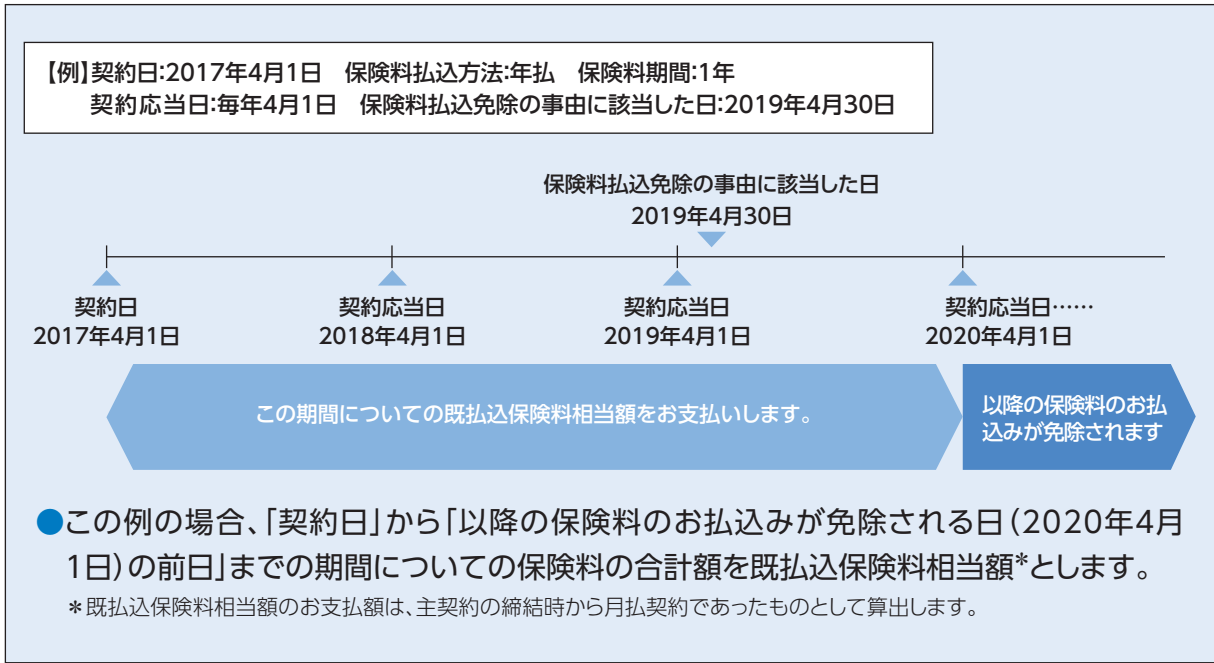
^{*2} 被保険者が、がん(悪性新生物)の責任開始期前に、この特約の対象となるがん(悪性新生物)に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、この特約による保険料の払込免除および既払込保険料相当額のお支払いはしません。

■この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に所定の急性心筋梗塞^{*3}を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。

■この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に所定の脳卒中^{*3}を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

^{*3} 所定のがん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- この特約の保険期間は主契約の保険料払込期間と同一になります。**ただし、終身払の場合、この特約を付加することはできません。**
 - お支払いする既払込保険料相当額は、契約日からこの特約における保険料払込免除の事由に該当した日の属する保険料期間^{*4}の末日までに払込まれるべき主契約および特約の合計額となります。
- ^{*4} 保険料払込期間中の各契約応当日(月払・半年払・年払の場合、各月・半年・各年ごとの契約応当日)からつぎの契約応当日の前日までの期間をいいます。



- この特約の保険期間満了日からその日を含めて60日以内に、急性心筋梗塞および脳卒中を原因として保険料払込免除事由が生じたときは、この特約の有効期間中にその状態に該当されたものとして既払込保険料相当額をお支払いします。
- 対象となるがん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中については下記をご覧ください(くわしくは、「ご契約のしおり・約款」別表41をご覧ください)。

がん(悪性新生物) ※「 <u>上皮内がん</u> 」「 <u>皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん</u> 」は対象となりません。	●口腔および咽頭の悪性新生物 ●消化器および腹膜の悪性新生物 ●呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ●骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物のうち、 (1)骨および関節軟骨の悪性新生物 (2)結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物 (3)皮膚の悪性黒色腫 (4)女性乳房の悪性新生物 (5)男性乳房の悪性新生物 ●泌尿生殖器の悪性新生物 ●その他および部位不明の悪性新生物 ●リンパ組織および造血組織の悪性新生物
急性心筋梗塞	●虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとします(狭心症等を除きます)。
脳卒中	●脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭塞とします。

●この特約の解約返戻金はありません。

※本特約を付加した場合、本特約部分の保険料は主契約・特約(災害死亡給付特約)の保険料に含まれるため、付加しない場合とくらべ保険料は高くなります。

※保険金額等の減額が行われた主契約または特約は、主契約の締結時から被保険者が保険料の払込免除事由に該当したときの保険金額等であったものとして取り扱います。この場合、支払われる既払込保険料相当額は、実際にお払込みいただいた保険料の合計額よりも少なくなります。

※保険料払込期間満了後に三大疾病(がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患された場合には、既払込保険料相当額のお支払いはありません。

➡ 疾病障害による保険料払込免除特約

基本タイプ

- 被保険者が疾病により所定の身体障害状態*に該当されたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。

*所定の身体障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- この特約には、解約返戻金はありません。また、この特約を保険料払込免除特約I型とあわせて付加することはできません。

※本特約を付加する場合、本特約の特約保険料のお払込みがともないます。

➡ 災害死亡給付特約

基本タイプ

- 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故(不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の高度障害状態*に該当された場合が対象となります)または所定の感染症*を直接の原因として、特約の保険期間中に死亡または所定の高度障害状態*に該当された場合、災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払いします。

*所定の高度障害状態・感染症について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※本特約を付加する場合、本特約の特約保険料のお払込みがともないます。

※本特約の契約年齢範囲(被保険者)は満15歳～満65歳となります。ただし、保険料払込期間によっては、契約年齢範囲が異なる場合があります。

※災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払いした場合、保障は消滅します。

➔ 指定代理請求特約

基本タイプ

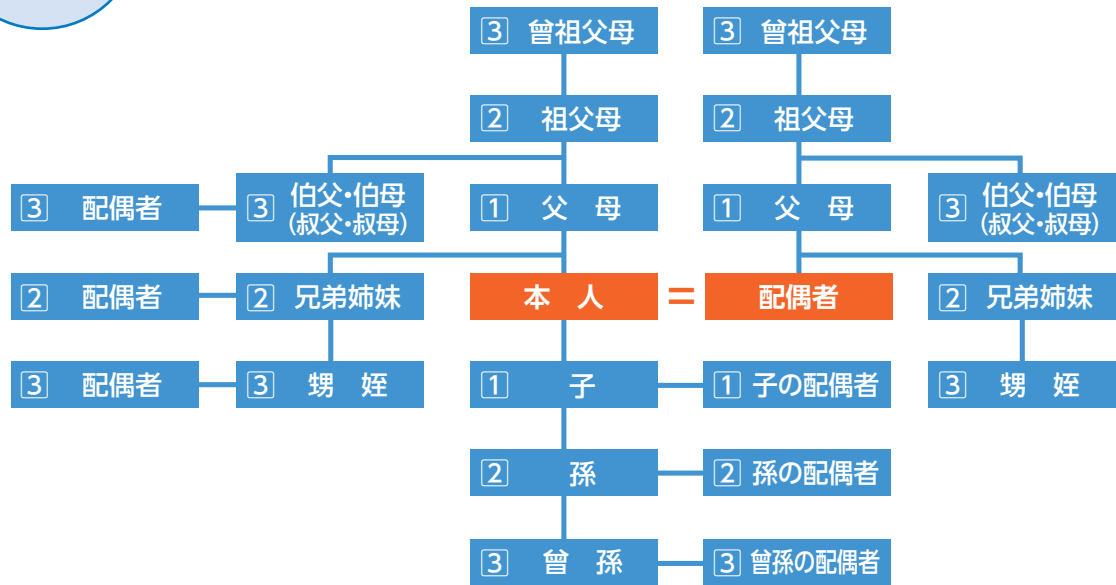
介護タイプ

- 主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人がご請求できない所定の事情*がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
 - 主契約の被保険者と契約者が同一人となる場合の保険料の払込免除について、契約者がご請求できない所定の事情*がある場合、あらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- * ご請求できない所定の事情の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 指定代理請求人は1名とし、以下の範囲内より指定いただきます。なお、契約者は被保険者の同意を得て、この範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の3親等内の親族

親等図

3親等内の親族については以下親等図の範囲内となります。



➔ リビング・ニーズ特約

基本タイプ

介護タイプ

- 被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします (被保険者 (または指定代理請求人) が指定した金額 (指定保険金額) から指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と6ヵ月分の保険料相当額を差し引いてお支払いします)。
- 保険金の支払限度額はPGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円となります (支払限度額と通算保険金額は将来変更される可能性があります)。

※死亡保険金の全部をお支払いする場合、以後、保険契約は消滅します。また、一部をお支払いする場合、お支払いした部分に相当する金額は減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。

※余命6ヵ月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、PGF生命の医師の見解 (場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン) も含めて慎重に判断いたします。余命6ヵ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6ヵ月以内であることを意味します。

➔ 保険金等の支払方法の 選択に関する特約

基本タイプ

介護タイプ

- 保険金の請求時に保険金の受取人からのお申し出により本特約を付加することで、保険金を年金で受け取ることや据え置くことができます。また、解約請求時に契約者からのお申し出により本特約を付加することで、解約返戻金を年金で受け取ることや据え置くことができます。
- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。
- 解約返戻金を年金で受け取る場合や据え置く場合は、契約日から5年を経過していることを要します。
- 保険金や解約返戻金を据え置く場合、10年を限度に、PGF生命所定の利息*をつけて据え置きます。

*据置利息はPGF生命所定の利率および計算方法で計算され、金利情勢等により将来に向かって見直されることがあります。
※将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定時の基礎率等(予定利率等)に基づいて算出されます。ただし、最高年金額は3,000万円で、最低年金額は1回あたりの支払額2万円かつ年金年額24万円のお取り扱いとなります。また、3,000万円の限度額のほか、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円以内となる必要があります(将来変更される可能性があります)。

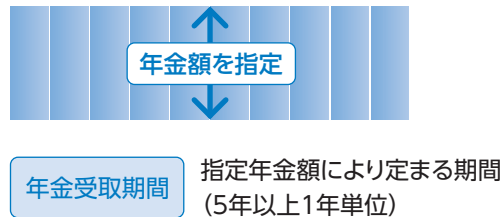
年金のお受取方法について

確定年金(年金支払期間指定型)



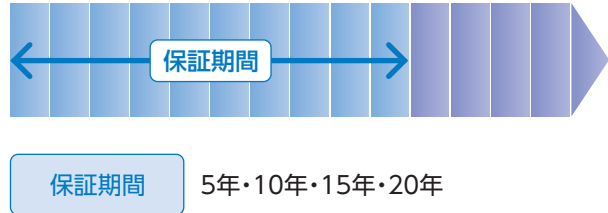
- 年金受取人が指定した年金受取期間に応じた年金額をお支払いします。
- 年金受取人が年金受取期間中にお亡くなりになった場合、残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は0歳以降、100歳から年金受取期間の年数を控除した年齢まで(90歳限度)となります。

確定年金(年金額指定型)



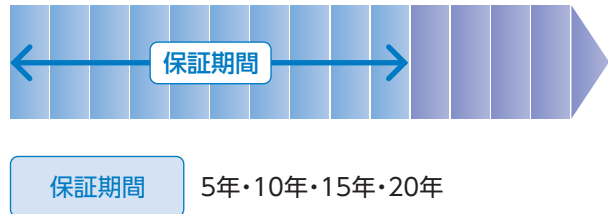
- 年金受取人が指定した年金額をお支払いします。
- 年金受取人が年金受取期間中にお亡くなりになった場合、残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は0歳以降、100歳から年金受取期間の年数を控除した年齢まで(90歳限度)となります。

保証期間付終身年金



- 年金受取人が生存されている場合、年金をお支払いします。
- 保証期間中に年金受取人がお亡くなりになった場合、保証期間の残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は50歳以降、100歳から保証期間の年数を控除した年齢まで(90歳限度)となります。

保証期間付夫婦連生終身年金



- 年金受取人およびその配偶者のいずれかが生存されている場合、年金をお支払いします。
- 保証期間中に年金受取人およびその配偶者のいずれもお亡くなりになった場合、保証期間の残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人およびその配偶者の取扱年齢範囲は50歳以降、100歳から保証期間の年数を控除した年齢まで(90歳限度)となります。

→ 介護前払特約

基本タイプ

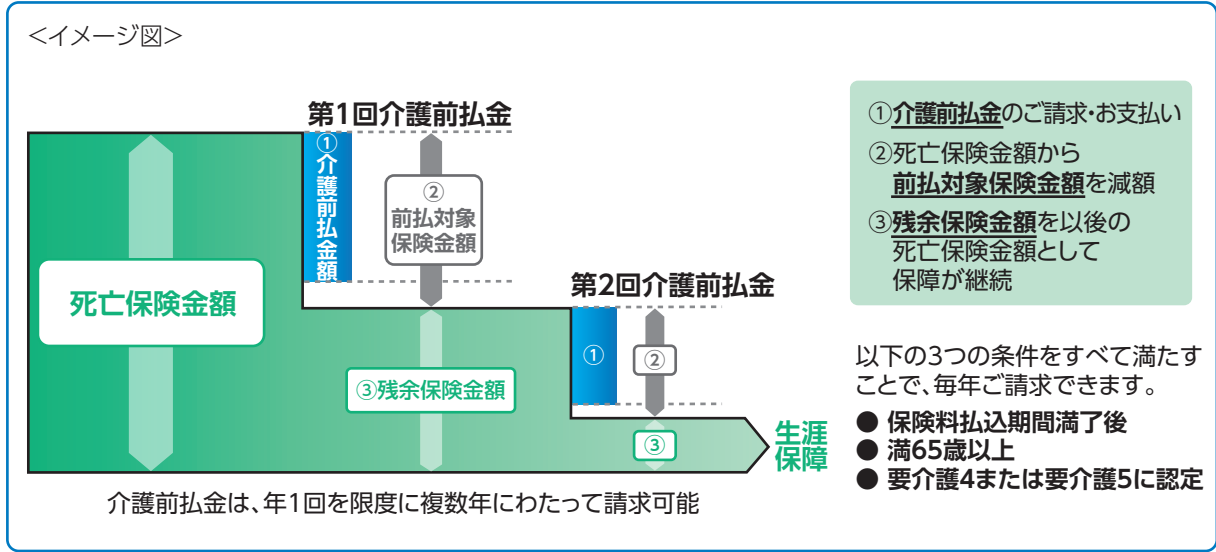
介護タイプ

当契約概要中、以下の「介護前払特約」の記載では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」の「介護前払特約条項」に記載されている用語を下記に読み替えて表記しています。

ご契約のしおり・約款での表記	当契約概要での表記
介護年金	介護前払金

- 主契約の**保険料払込期間が満了**し、かつ被保険者年齢が**満65歳以上**であるご契約で、被保険者が公的介護保険制度における「**要介護4または要介護5**」に認定されている場合、主契約の死亡保険金の一部を介護前払金としてご請求できます。
- 介護前払金をお支払いした場合、**支払われた介護前払金額より大きい金額である前払対象保険金額^{*1}**が主契約の死亡保険金額から減額されます^{*2}。そのため、**介護前払金額と残余保険金額(前払対象保険金額を差し引いた後の死亡保険金額)の合計額は元の主契約の死亡保険金額を下回ります**。
- 本特約による介護前払金額は、10万円を下限とし、前払対象保険金額が3,000万円まで、かつ残余保険金額が10万円以上となるまで指定することができます。
- 介護前払金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。

^{*1} 前払対象保険金額は、指定された介護前払金額を基準にP G F 生命の所定の率および計算方法により算出されます。
^{*2} 減額部分に対する解約返戻金があってもお支払いしません。
※ご請求可能な介護前払金額等について、くわしくはP G F 生命コールセンターまでお問い合わせください。



<介護前払特約と介護保険金特則の主な違いについて>

	介護前払特約	介護保険金特則
対 象	基本タイプ 介護タイプ (介護保険金お受取り後)	介護タイプ
支 払 事 由	以下の いずれにも 該当した場合 ①保険料払込期間満了後 ②被保険者の年齢が 満65歳以上 ③公的介護保険制度による要介護認定を受け 要介護4または要介護5 の状態と認定されていること	以下の いずれかに 該当した場合 ①公的介護保険制度による要介護認定を受け 要介護2以上 の状態に該当していると認定されたとき ②満65歳未満の被保険者がPGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき
受 取 人	被保険者	被保険者
給 付 額	被保険者が前述の範囲内で 任意に指定	死亡保険金額 × 介護保険金割合^{*1} ^{*1} 契約時に10%・30%・50%・100%より選択
請 求 に て	年1回を限度に複数年にわたって請求可能	保険期間中1回限り請求可能 介護保険金のお支払い後、介護保障は消滅
受 取 方 法	一括受取 分割受取	一括受取 年金受取 ^{*2} 一括と年金で受取 ^{*2} ^{*2} 「保険金等の支払方法の選択に関する特約」もしくは「介護保険年金支払特約」を付加した場合(くわしくは21～22ページ、25ページをご覧ください)。
支 払 後 の 主 契 約 に つ い て	前払対象保険金額 が主契約の死亡保険金額から減額	介護保険金相当額 が主契約の死亡保険金額から減額

※介護保険金特則について、くわしくは15ページをご覧ください。

<介護タイプで、本特約を付加する場合>

- 介護保険金をお支払いし保険料のお払込みが免除されている場合、ご契約当初に定めた(保険料が免除されなかった場合の)保険料払込期間が満了となるまで、本特約による介護前払金のご請求はできません。
- 介護保険金割合が100%の場合、本特約をお取り扱いできません。

➔ 介護保険年金支払特約

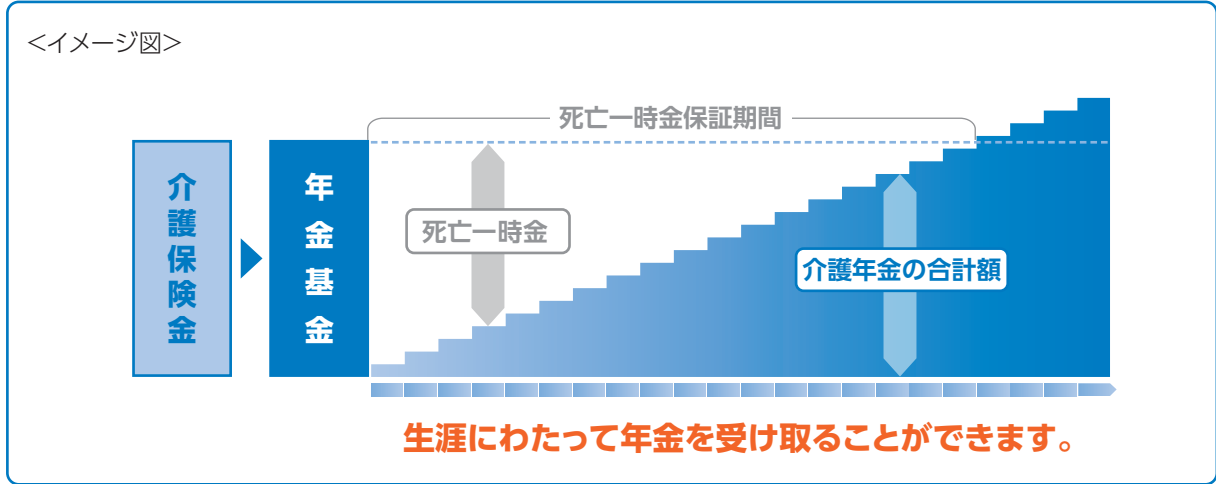
介護タイプ

- 年金開始日における被保険者の年齢が満40歳以上であるご契約で、介護保険金の支払事由に該当し介護保険金が支払われるとき、介護保険金の全部または一部を年金基金に充当し、介護年金として受け取ることができます。
- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。

※介護年金額は、年金開始日における基礎率等（予定利率等）にもとづいて算出されます。
※介護年金のお取り扱いとしては、最高年金額は3,000万円、最低年金額は2万円となります。なお、1回あたりの支払額は最低年金額以上となります。また、PGF生命の他の保険契約の年金等と通算して3,000万円以内となる必要があります（将来変更される可能性があります）。

介護年金のお受取方法について

- 年金開始日以後、被保険者が生存されている場合、毎年、同額の年金を生涯にわたって受け取れます。
 - 死亡一時金保証期間*中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金基金に充当した額から介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。
- *死亡一時金保証期間とは、介護年金の合計額が初めて年金基金に充当した額を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。



4 | 保険料について

保 険 料 払 込 方 法	月払・半年払・年払
保 険 料 払 込 期 間	10年・15年・20年・25年・30年・ 55歳まで・60歳まで・65歳まで・70歳まで・75歳まで・80歳まで・85歳まで・ 終身払
保険料払込方法（経路）	●初回保険料（第1回保険料） PGF生命の指定する口座にお振込みいただきます。 ●第2回目以降の保険料 PGF生命が提携している金融機関の口座振替によりお支払いいただきます。 口座振替日は金融機関によって異なります。 ※保険料の払込方法（経路）には、上記の方法以外にもPGF生命が団体扱契約を締結している勤務先等の団体を経由してお支払いいただく方法があります。この場合、口座振替でお支払いになる保険料よりも保険料が割安になる可能性があります。なお、団体扱の方法による初回保険料のお支払いは当募集代理店では、お取り扱いしておりません。具体的なお手続きにつきましては、PGF生命までお問い合わせください。
最 低 保 険 料	月払：3,000円／半年払：18,000円／年払：36,000円

※保険料は契約日を基準にお申込内容・被保険者の性別・満年齢により計算されます。

<高額割引制度について>

ご契約の主契約の保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料の負担が軽くなります。

<前納について>

- 将来の保険料の全部または一部（月払契約の場合は5回以上となります）を前もってお支払いいただくことができます。
- 保険料を前納いただいた場合、PGF生命所定の利率で保険料を割り引きます。

※前納期間中、解約返戻金や保険金等をお支払いする場合や保険料の払込免除等、保険料のお払込みを要しなくなった場合を除き、前納保険料の残額の払戻しはできません。

5 | ご加入条件について

保険期間	保険料払込期間	被保険者の契約年齢範囲(満年齢)	
		基本タイプ	介護タイプ
終身	10年	0歳～65歳	6歳～65歳
	15年		
	20年		
	25年		
	30年	0歳～60歳	6歳～60歳
	55歳まで	0歳～45歳	6歳～45歳
	60歳まで	0歳～50歳	6歳～50歳
	65歳まで	0歳～55歳	6歳～55歳
	70歳まで	0歳～60歳	6歳～60歳
	75歳まで	0歳～65歳	6歳～65歳
	80歳まで		
	85歳まで		
	終身払		
最低死亡保険金額		200万円(取扱単位:10万円)	
最高保険金額*1		死亡(高度障害)保険金額 7億円	介護保険金額*2 5,000万円

*1 最高保険金額については、被保険者の年齢や職業、またPGF生命以外の他社も含めた保険契約等へのご加入状況等により、ご加入いただける上限額が異なります。

*2 介護保険金割合によって、お引き受けできる最高保険金額は異なります。

※契約年齢(被保険者)が満15歳未満の場合、ご契約時の保険金額は1,000万円までとなります。なお、他にご契約されている保険契約がある場合には、保険金額のお引き受けを制限する場合があります。

※保険金額、保険料等については申込書面または申込書控にてご確認ください。

※上記以外にもご加入に際しては制限がございます。

6 | 配当金について

●この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

7 | 解約返戻金について

- 保険期間中、いつでも将来に向かって保険契約の解約をすることができます。解約した場合、解約返戻金を請求することができます。
- 保険料払込期間中、保険金額を減額し保険料のお払込額を少なくすることができます。保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱います。なお、減額は主契約の保険金額が200万円を下限として10万円単位(介護保険金のお支払い後は1万円)で取り扱います(将来変更される可能性があります)。

8 | ご負担いただく費用について

- 生命保険は預貯金等とは異なり、お払込みいただいた保険料の一部が保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用等に充てられます。これらの費用は、保険種類、年齢、性別等によって異なるため一律の算出方法を記載することができません。

2 告知義務について

■健康状態・職業等をありのままに告知してください。

- 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務（告知義務）があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求めますので、ありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。

■告知書にて告知してください。

- 告知受領権はPGF生命およびPGF生命が指定した医師が有しております。販売の担当者（生命保険募集人）は告知受領権がなく、**販売の担当者（生命保険募集人）に口頭でお話しただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。**

■告知内容等の確認をさせていただくことがあります。

- ご契約の申し込み後または保険金・給付金等のご請求の際に、申込内容や保険金・給付金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**

■傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただいたり、特別な条件をつけてお引き受けさせていただく場合があります。

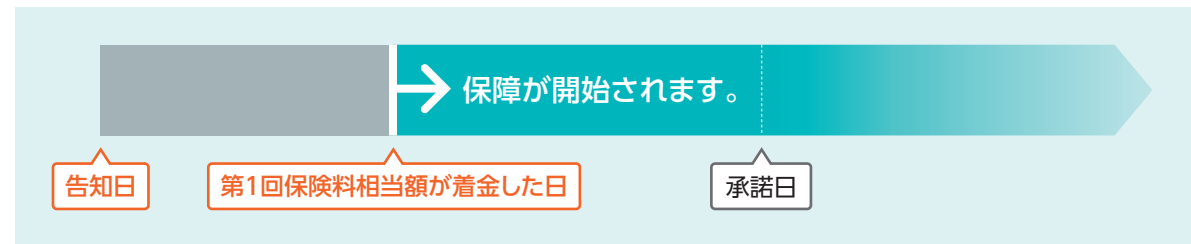
- 傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引き受けできる場合があります。また、傷病によっては特別な条件をつけずに「無条件」でご契約をお引き受けできる場合があります。

■正しく告知されない場合にはデメリットとなる場合があります（告知義務違反等によるご契約の解除等について）。

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- **ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しすることができません。**

3 保障を開始する時期（責任開始期）について

■PGF生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、**第1回保険料相当額のお払込みと告知**がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



■お客さまのお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに、契約は成立します。

- 販売の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4

保険金等をお支払いできない場合について （詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください）

■代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、保険金等をお支払いすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 保険金、給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合。
- 詐欺によりご契約が取消しとなった場合や保険金、給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合（責任開始日（最後の復活日、復旧日）から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等）。

5

保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

■保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。

- 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間*を設けています。

* 猶予期間は次のとおり払込方法によって異なります。

払込方法	払込猶予期間
月 払 契 約	払込期月の翌月初日から末日までとなります。
半年払・年払契約	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（翌々月に契約応当日がない場合、翌々月の末日）までとなります。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日となります。

■払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約の効力が失われます（失効）。

- ただし、保険料のお払込みのご都合がつかない場合でも、あらかじめ保険料の自動振替貸付を希望しない旨のお申し出がない限り、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に立て替え、ご契約を有効に継続させます。お立替金にはPGF生命所定の利率による利息（複利）が加算されます。

■ご契約の復活ができる場合があります。

- いったん失効したご契約でも、失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知（ご契約によっては診査）とPGF生命所定の金額のお払込みが必要となります。ただし、**健康状態等により復活ができないこともあります。**
- ご契約の復活をPGF生命が承諾した場合には、告知とPGF生命所定の金額のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

6 解約と解約返戻金について

- 解約されても払込保険料の全額が戻らないことがあります。
- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金は、保険種類、契約年齢（被保険者）、性別、経過年数等によっても異なりますが、特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

7 生命保険契約者保護機構について

- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 **TEL 03-3286-2820**

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午／午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

9 預金等との違いについて

- 本商品はPGF生命を引受保険会社とする**保険商品**です。このため預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません（保険契約者保護機構制度の対象となります）。

10 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合について（詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください）

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合、不利益となることがあります。
- 解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

11

税務のお取り扱いについて
（「ご契約のしおり・約款」もご確認ください）

＜お払込みいただく保険料について＞

お払込みになった保険料は生命保険料控除の対象となります。1月1日から12月31日までにお払込みいただいた保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得税と住民税の負担が軽減されます。

＜死亡保険金にかかる税金について＞

● 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）+住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

● 高度障害保険金、介護保険金、リビング・ニーズ特約および介護前払特約による保険金等は受取人が、保険料払込免除特約I型の既払込保険料相当額の支払いは受取人である契約者が、主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税となります。

＜解約返戻金にかかる税金について＞

解約された場合、解約返戻金と既払込保険料等の差額が所得税（一時所得）の対象となります。

一時所得について

年間50万円の特別控除があり（他の一時所得と合算されて適用されます）、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象金額 = { [収入 - 必要経費 (払込保険料等)] - 特別控除 (50万円) } × 1/2

＜生命保険料控除について＞

- 基本タイプ・介護タイプともに一般生命保険料控除の対象となります。
- 保険料を前納された場合、前納時だけでなく前納期間中も生命保険料控除の対象となります。前納期間中の控除額は前納保険料を前納回数で按分した額となりますので、毎回の保険料額とは相違します。

※前納期間中に介護保険金の支払事由に該当するなど、保険料のお支払いが免除された場合を除きます。

2017年1月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

12

保険金・給付金等のご請求について

■ 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、契約者のご住所等を変更された場合にはすみやかにPGF生命コールセンター（0120-56-2269）にご連絡ください。

- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

■ 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

■ 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はお連絡ください。

■ 被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情*がある場合、指定代理請求人が請求することができます。

- 指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

*ご請求できない所定の事情の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

13 お問い合わせ窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

➤ お問い合わせ窓口

PGF生命コールセンター

通話料
無 料

コール ジ ブ ロック
0120-56-2269

※携帯電話、PHSからもご利用になれます。

<受付時間>平日8:30～20:00／土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

- この商品に係る**指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会**です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス<http://www.seiho.or.jp/>)**。**お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください**。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<http://www.pgf-life.co.jp>)に掲載しておりますのでご覧ください。

14 その他ご確認ください事項について

- 保険金等のお支払いや保険料の払込免除のご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 契約年齢(被保険者)、性別、保険期間、保険料払込期間等によっては、死亡保険金の額が、お払込みいただいた保険料の合計額を下回ることとなる場合があります。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。
※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

個人情報のお取扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取扱いについてまとめたものです。明示事項およびご同意いただきたい同意事項の内容をご確認していただいたうえで、生命保険契約のお申込みにご同意ください。

✓ 本申込みににおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します

明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

✓ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します

同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含みます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

✓ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します

同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みににおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

✓ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります

同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご理解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

✓ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります

同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

✓ 個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります

同意事項

勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

✓ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します

同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みににおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

✓ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」)とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

✓ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。